

気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま



四季だより 第34号

2020年12月

消費者相談や消費者被害に関する情報、
これって消費者被害かな?という疑問等
ありましたら、消費者ネットワークわかやま
迄お気軽にお電話下さい。

発行：消費者ネットワークわかやま 事務局
〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP: cnw.wakayama.jp

消費者ネットワークわかやま 啓発講座

「最新の消費者トラブルとその対処法

～知って騙されない手口と対処法～

を開催しました。

2020年9月24日(木)、9月30日(水)、10月16日(金)、11月20日(金)に県内4地域(田辺市、紀の川市、海南市、和歌山市)にて、「最新の消費者トラブルとその対処法」をテーマに啓発講座を開催しました。講師は和歌山消費生活センターの相談員の方々です。

<会場：田辺市>

最新の消費者トラブルと対処法から「新型コロナウイルスに関連する事例」や「契約とクーリングオフ」について①内容 ②対象期間 ③消費生活センターに相談するという3点が大切だと学習しました。また「ネットバンキング犯罪」「ネットショッピング犯罪」のDVDを視聴し、現金を前払いさせられるケースなどの注意点も学習しました。

<会場：海南市>

ネット通販にクーリングオフ制度がないことや電話勧誘販売についてクーリングオフ制度や商品は受取拒否等、ロールプレイングをしながら学習しました。定期購入についても購入条件をよく見ることが大切だと学習しました。

<会場：紀の川市、和歌山市>

消費生活センターは、基本的には消費者被害にあった時に自分で解決できるように支援やアドバイスをし、問題解決にあたり消費者センターが事業者と交渉をし、解決方法を探す等の説明がありました。またクレジットカードについてのメリット、デメリットの中で、クレジットカード番号の重要性やオンラインゲームの課金について学習しました。



消費者行政ヒアリング調査を実施しました

2010年から2020年まで10年継続して行っています。



消費者ネットワークわかやま世話人会とわかやま市民生活協同組合が合同で県下全市の消費者行政担当窓口を訪問し、現状の課題や問題点などについてヒアリング調査を行いました。

各市では、地域の特徴に合わせて様々な取り組みをされています。今後の消費者行政の予算や相談員の確保、成人年齢の引き下げ対応等についての意見が出されました。



和歌山市 (9/23)

高齢者や認知症など判断力が不十分な方が狙われやすいことから、地域で見守りをすすめるために和歌山市消費者安全確保地域協議会を設置しました。



橋本市 (9/9)

出前講座の実施や市の広報誌、ホームページに消費者トラブルに関する記事を掲載することで消費者被害の未然防止に努めています。



紀の川市 (9/10)

若者向けとして学生を対象にしたパンフレットは教育委員会を通じて配布しています。高齢者向けには悪質な商法被害や特殊詐欺被害防止のための啓発を実施しました。



岩出市（9/10）

高齢者世帯調査時に啓発チラシの配布を行っています。地域包括支援センターや福祉部局との連携も図って行います。



海南市（9/2）

国の交付金を活用して相談窓口の設置を継続し、また啓発物品等の購入や啓発講座の開催のため、市単独予算の確保に努めます。



有田市（9/3）

2019年度は計6回、消費者啓発講座を実施しました。消費者行政予算は国の交付金の期限が到来したので自主財源ですすめています。



御坊市（9/1）

月6回程度、市の相談員による啓発講座を実施しています。市学習会で「消費者ホットライン（188）」の周知を図るためエコタワシ等の啓発物品の作成やイベント開催時に配布啓発を行っています。



田辺市（9/24）

消費啓発講座、高齢者担当部局との情報交換、在宅介護支援センターによる高齢者宅訪問の際に注意喚起チラシと啓発物品の配布を行っています。



新宮市（9/2）

世代別啓発冊子の作成・配布を強化していきます。相談事例が多いものについて広報へ掲載やリリースして対応しています。

☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体21団体(その内、特定適格消費者団体3団体)が活動しています。

◎KC'sは、興和株式会社が販売する「カンゾコーワドリンク」「カンゾコーワ粒」の容器、包材、テレビCM、ウェブサイトでの表記の差止めを求め、「申入書」を送付しました。

興和株式会社(以下「同社」といいます。)が販売する「カンゾコーワドリンク」「カンゾコーワ粒」は、商品の容器、包材、テレビCMやウェブサイトにおいて、『飲み会』を科学する11種類の成分「医薬品メーカーが飲み会を科学しました」「飲むぞ!行くぞ!Kanzo!」などと、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能があるかのように誤認させる表示を行っていました。KC'sは、上記表示は一般消費者にそうした効果・効能があると思わせるものであり、「実際のもの…よりも著しく優良であると誤認される表示」(不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号)に該当するとして、同社に改善を求める「申入書」を送付しました。

2020年10月1日付けで同社から回答を受領しました。その中で同社は、「医薬品的な作用を期待させない配慮をしており、各表示は、不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号の優良誤認表示に該当し難い。」としながらも、「指摘を真摯に受け止め、商品ラベル・包装や販促資材等の変更について検討を進める。」と回答しました。

現在、カンゾコーワのウェブサイトは、「飲む人」「飲み会」といった表記を使わないよう修正されていますが、商品の容器、包材については変更されておらず、KC'sで今後の対応を検討しています。

詳しくはKC'sのホームページをご覧ください。

第2回公開学習会のご案内

消費者ネットワークわかやま 公開学習会
これからどうつきあっていく?
～with 銀行、金融キャッシュレス～

新型コロナ感染拡大で「新しい生活様式」が提唱され私たちの日々のお金にかかわる生活にも転換が生じてきています。この現状を皆さんで共有して変化の中で起こったトラブル事例もふまえながら、私たちそれぞれの金融機関・金融商品・決済の利用方法を考えるきっかけとしましょう。

★参加費無料★

【会場開催】

【会場オンライン開催】

【ZOOM開催】

【日時】: 2021年2月20日(土)

開場 13:00 開演 13:30~15:30

【会場】: わかやま市民生活協同組合 E*KAO ホール 2F (定員 30名)

【会場オンライン】: わかやま市民生活協同組合橋本支所 E*KAO ルーム (定員 10名)

わかやま市民生活協同組合 E*KAO ホール田辺 (定員 16名)

【オンライン】: ZOOM (定員 50名)

【講師】: 大久保育子さん (大阪府金融広報委員会、金融広報アドバイザー)

【お問い合わせ】: 消費者ネットワークわかやま事務局 TEL: 073-474-1124